

## 長崎県埋蔵文化財センター

### 保存処理用設備及び精密分析用設備の使用に関する取扱規定

#### 第1条（目的）

この規定は、長崎県埋蔵文化財センターが所有する保存処理用設備及び精密分析用設備（以下「保存処理用設備等」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2条（対象設備）

使用許可の対象となる設備は次のとおりとする。

- （１）保存処理用設備：P E G含浸処理装置・真空凍結乾燥機・恒温恒湿機・恒温乾燥機・錆取り装置・脱塩処理装置・減圧含浸装置
- （２）精密分析用設備：実体顕微鏡写真撮影装置・ビデオマイクロスコープ・偏光顕微鏡・走査型電子顕微鏡・透過エックス線撮影装置・赤外線反射画像撮影装置・蛍光エックス線分析装置・三次元計測器・３Ｄプリンター・分析用電子天秤

#### 第3条（許可条件）

- （１）保存処理用設備の使用については、原則として県内市町が所有する出土品資料を対象とし、本県の業務に支障をきたすおそれがないと判断される場合に限り許可することができる。
- （２）精密分析用設備の使用については、教育、学術、文化に関する機関もしくは団体（大学・博物館等）又は学術研究のため特に使用を希望する者を対象とし、本県の業務に支障をきたすおそれがないと判断され、且つ文化財保護の観点から重要性があり、文化財保護行政に寄与するものと判断される場合に限り許可することができる。
- （３）精密分析用設備の使用によって得られた成果（画像、分析データ等）の所有や利用等の権利は使用者に帰属するが、当センターは成果を保存し、事前に使用者と協議のうえ、運営上、必要に応じて利用できるものとする。

#### 第4条（許可手続）

- （１）保存処理用設備等の使用を希望する者は、保存処理用設備等使用許可申請書（長埋セ様式第3号）を長崎県埋蔵文化財センター所長あて提出し許可を受けなければならない。
- （２）保存処理用設備等使用許可申請書を受理したときは、第3条の規定に基づき内容を審査したうえで、保存処理用設備等使用許可通知書（長埋セ様式第4号）により許可するものとする。
- （３）許可された設備以外の設備を使用する必要がある場合は、当センターと協議のうえ新たに必要となった設備の使用許可申請書を提出し許可を受けるものとする。

## 第5条（設備の使用条件）

- （１）保存処理用設備等の使用は申請目的に限定すること。
- （２）保存処理用設備等を使用する場合は、当センター職員の指導のもとで行い、その取扱いには十分注意すること。
- （３）保存処理及び精密分析の成果を報告書等に掲載する際は、「長崎県埋蔵文化財センター協力」と明示すること。また、その掲載出版物1部を資料用として当センターに寄贈すること。

## 第6条（費用負担）

保存処理用設備等の使用に要する費用は使用者が負担するものとする。

## 第7条（損害賠償）

設備の使用において、使用者の責に帰する行為により設備を破損、滅失、または汚損して本県に損害を与えたときは、使用者は、これらを原状に復すか、またはその損害を賠償しなければならない。

## 附則

この規定は、平成24年5月7日から施行する。